

2 豊市福子第 1 3 3 - 1 号
令和 3 年 3 月 3 1 日

豊前市監査委員 初山 吉治 様
豊前市監査委員 岡本 清靖 様

豊前市長 後藤 元秀
(福祉課)

定期監査等の結果について(回答)

令和 3 年 2 月に実施されました定期監査等においてご指摘いただきました事項について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 業務委託の自動更新契約について

各種契約において、「期間が満了する 1 箇月前までに、甲乙いずれからも契約終了の申し出がない場合、期間満了日の翌日から一年間これを延長するものとし、その後もまた同様とする。」という自動更新契約が見受けられた。

地方自治法第 232 条の 3 では「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、後年度予算の裏付けのない契約において、いわゆる自動更新条項を設けることはできないこととなっている。

契約においては、債務負担行為の要否及び長期継続契約の可否について関係各課と協議し、契約の主旨を十分に精査のうえ契約事務にあたられたい。

【措置内容】

継続費、繰越明許費及び債務負担行為による予算措置を要しない場合であっても長期継続契約によらずに、後年度における契約の継続を約束する自動更新条項を設けることは適切でないことから、次年度からの契約に当たっては、債務負担行為の

要否及び長期継続契約の可否について、関係各課と協議すると共に、契約の主旨を精査した上で、契約書に記載している自動更新条項を削除する等、適切な事務処理に努めてまいります。

2. 徴収対策及び滞納整理について

保育料及び生活保護費返還金の滞納整理に関して、滞納者ごとに債権管理台帳を整備し、金銭を受け取る権利を正当に行使できるよう、債務者に関する情報、債務者との細かなやり取りをしっかりと記録に残し管理されたい。

また、納付誓約等により時効の中断の手続きを行い徴収の努力を怠ることなく励むとともに、債務者死亡による相続人不存在、破産免責及び時効成立等により、やむを得ず債権が消滅した場合は、速やかに不納欠損処理をされたい。

【措置内容】

保育料及び生活保護費返還金の滞納整理について、滞納者ごとの債権管理台帳を早急に整備すると共に、金銭を受け取る権利を正当に行使できるよう、債務者との協議内容の記録を詳細に記載する等、適切な債務処理に努めてまいります。

保育料の不納欠損事由の審査においては、児童福祉法第 56 条 2 項に規定する支払義務者について厳正な審査を行い、保育料徴収業務にあたっては、公平性及び財源確保のため徴収体制の強化に努めてまいります。地方自治法第 236 条に規定する時効消滅により、保育料の徴収権が消滅した場合は、「豊前市保育料不納欠損処分取扱要綱」に基づき、速やかに不納欠損処分を行ってまいります。

また、保護費の返還金・徴収金の処理については、「生活保護法に係る返還金の豊前市福祉事務所事務処理規程」、「豊前市生活保護費徴収金不納欠損処分取扱要綱」及び「豊前市生活保護費返還金・徴収金不納欠損処分取扱要綱」に基づき、保護費の返還処理を適正に行い、やむを得ず債権が消滅した場合は、速やかに不納欠損処分を行ってまいります。

なお、令和 3 年度より地方創生臨時交付金を活用して、学童保育の保育料の口座振替を始め、併せて保育所、学童の保育料をコンビニエンスストア等で納められるようになりました。今後も納付義務者の利便性を考え、保育料の徴収率向上に努めてまいります。